

宇和島市教育委員会会議録

令和元年5月定例会

令和元年5月24日開催

宇和島市教育委員会

宇和島市教育委員会 令和元年5月定例会 会議録

1. 開会日時 令和元年5月24日（金）15時58分～

2. 場 所 宇和島市役所本庁 701 会議室

3. 出席者 教育長 金瀬 聡 委 員 高山 俊治 委 員 木下 充卓
委 員 弓削 由美子 委 員 浅井 敬司 委 員 田村 裕子

4. 欠席者 なし

5. 会議に出席した公務員の職氏名

教育部長	上田 益也	教育総務課長	面川 啓之
学校教育課長	西田 一洋	生涯学習課長	富田 満久
中央図書館長	渡辺 晃	文化・スポーツ課長	森田 浩二
人権啓発課長	山本 利彦	学校給食センター所長	児玉 雅人
三間教育係長	末光 優子	津島教育係長	首藤 将文
(事務局)			
教育総務課課長補佐	土居 弘	教育総務課総務係長	山口 真史

6. 付議事件

- 報告第13号 専決処分した事件の承認について
(宇和島市特色ある学校づくり補助金交付要綱を廃止する要綱)
- 報告第14号 専決処分した事件の承認について
(宇和島市学校自主企画学習事業費補助金交付要綱を廃止する要綱)
- 報告第15号 専決処分した事件の承認について
(宇和島市立公民館副館長の解任及び任命について)
- 報告第16号 専決処分した事件の承認について
(宇和島市立公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について)
- 議案第54号 消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例
- 議案第55号 宇和島市総合体育館等設置条例の一部を改正する条例
- 議案第56号 宇和島市公民館使用条例施行規則
- 議案第57号 宇和島市立学校運営協議会委員の任命について
- 議案第58号 宇和島市立公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について
- 議案第59号 宇和島市立伊達博物館協議会委員の任命について

7. 会議概要

(1) 開会宣言（午後3時58分）

◎教育長

今日は、会に先立ちまして、主に吉田地区を中心に通学路の状況などを、昨年の豪雨災害以降通学路の途中にいくつか危険な箇所があるということ踏まえて、バス、タクシー使った通学を

しているところなのですが、今の状況等についてご覧いただきました。現状についてご認識いただけたかなというふうに思います。また先般、中学生に対するキャリア教育の一環として、昨年から県主導で始まっているジョブチャレンジアンダー15の取り組みについて、先年に引き続きスタートセッションをし、地元出身の方、そして今、地元で働いている方、あるいは地元から一度外に出て今、外で活躍されている方、あるいは元々は宇和島とは縁もゆかりもなかった人が、今こちらに来て活躍されている、そういう人たちの話を聞く機会をいただいて、単に職業選択ということだけではなくて、自分がどのような生き方をして行きたいかというようなことについて、中学生と一緒に考える時間を持たせたと思います。ご協力いただいた方には大変感謝したいと思いますし、こうした先々の、ちょっと大げさに言うと、人生について思いを馳せる機会を中学生にも持ってもらえたことは、大切なことかなというふうに思います。そういった意味を含めてここからまたいろいろとご協力いただけたらと思います。

以上でございます。

(2) 教育長報告

◎教育長

それでは、続きまして、教育長報告に移ります。4月、新年度になって、4月の1月間にどういった予定で関わってきたかということについては、お手元の1ページ、2ページにご覧いただけるようになっていきますので、そちらをご覧いただきたいなと思います。そして、ここでは改めてですね、先般事務局の中の月例会でもちょっと触れたのですが、先週、経団連の会長が終身雇用を続けることは難しいという発言をされました。その発言に続くような形で、トヨタの社長も企業として、終身雇用を続けることは難しいと、このような発言をされました。経済界を代表するような方、そして、日本においてはナンバーワンの会社であるトヨタ自動車の社長がそういうような発言をしたということについては、今後の雇用といった分野については大きな影響があるのかなというふうに思います。一方、その数日後に政府の未来投資会議の場に出ることですが、高年齢者雇用安定法の改正案が示されたこと、あくまでも案ということではありますが、企業に対して70歳までの何らかの形での雇用の努力義務をそこに投げ込むというような構造が成されています。先ほど中学生のキャリア教育というようなことについて触れましたけれども、そういう意味では、今の中学生、そして小学生、もしかしたら、高校生も入ってくるかもしれませんし、20代、30代の若者にとってもそうかも分かりませんが、これまでのいい高校に行き、いい大学に行き、そして安定した会社に雇われれば、定年後余生を送り、年金をもらえる、そういうようなライフスタイルというのが崩れてくるのかなというふうに意識せざるを得ないというふうに感じます。そういう意味で中学生、私たち市立の、義務教育を預かる私たちとしては、キャリア教育の内容についても、やはり相当先を見据えた取り組み方、中学生に対する意識づけの仕方ということは意識していかないといけないのかなと、おそらく職場体験学習の意味は職業選択ということではなくて、生き方の模索、そういう意味合いになってくるだろうというふうに思います。そういった動きが経済界の中で起きている中で、文科省で激しい議論、活発な議論が成されてい

て、この4月17日には柴山文部科学大臣から中央教育審議会に「新しい時代の初等中等教育の在り方について」というようなタイトルの諮問が成されています。その理由書、何故そのような諮問をするのかということについて、諮問書の理由のところの記述を見ますと、Society 5.0ですとか、人工知能、ビッグデータ、IoT、ロボティクス等の先端技術の高度化とこういったような話ですとか、人生100年時代の到来といったようなことが盛んに書かれています。そしてまた5月17日には、教育再生実行会議が第十一次の提言というものをを出しています。そのタイトルは「技術の進展に応じた教育の革新、新時代に対応した高等学校改革について」という、こういうタイトルになっています。ちょっと中身は分厚いので、ここでは中身について詳細にご紹介することはできませんけれども、ざっくり言うと、特に高校については普通科という高校の在り方を見直すというような中身になっています。そして、技術の進展に応じた教育の革新ということについては、その理由の部分としてやはり少子高齢化の急速な進展でありますとか、人生100年時代ということ、そして、第4次産業革命とも言われる技術の急速な進展とこういような議論が盛んにされております。そして、また目をちょっと横の方にずらしますと、高校ということ言えば、数年前にN高校というものが株式会社ドワンゴが中心となって作っているのですけれども、ある意味通信制の高校なのですけれども、特徴的なのはネットを使っての通信制の高校だということなんです。この5月にN高校の生徒の数が1万人を超えて、ある種日本で最大の高校というようになっております。そういった意味で新たな通信、ICT技術を活用した教育というものが急速に今進んでいるのだなというふうに思います。そんな中で今年度予算の中に宇和島市としてもICT教育を今後どのように計画的に推進していくかということ、専門的な視点を持った人たちに考えてもらうということも予定しておりますけれども、それらのことも意識しながら新しいチャレンジができるような、そのような余力を作り出すための働き方改革、そして学校をサポートしてもらうための地域学校協働活動、そういったものもまだついたらばかりですけれども、一歩ずつでも前に進めて行きたいなというふうに考えております。今の時点での私の印象などをみなさんと共有したいと思います。以上を持ちまして、教育長の報告ということにさせていただきたいと思いません。

この件に関して、何かご意見ご質問がありましたらお願いいたします。

— 委員からは特に意見なし。 —

(3) 付議事件

◎教育長

次に議事に入ります。

本日の議案ですが、報告第15号と16号、議案の第57号から59号については人事案件でありますので、これについては非公開で審議したいと思います。賛成いただける方は、挙手をお願いいたします。

◎全委員

— 挙手 —

◎教育長

はい、ありがとうございました。賛成全員ですので、報告第 15 号から 16 号、議案第 57 号から 59 号は非公開の審議といたします。

それでは、公開議案から審議をいたします。

報告第 13 号について、事務局から説明をお願いいたします。

◎事務局

教育長。3 ページをご覧ください。専決処分した事件の承認について、お願いをします。宇和島市教育委員会事務委任規則第 2 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分をいただきましたので、同条第 2 項の規定によりこれを報告させていただきます。4 ページにその専決処分について載せさせていただいております。5 ページがその要綱になります。実は、最初に説明させていただくと、特色ある学校づくりの補助金の交付については補助金として昨年まで運用させていただいておりました。このことについて今年度から直轄事業として承認いただきましたので、この要綱が不要になったものであります。この要綱について、そこにありますように 4 月 1 日から施行ということでお願いしております。なお、経過措置として、この事業は年度をまたいで予算消化される場合がありますので、その 2 項にありますように旧要綱の第 10 条及び第 12 条から第 16 条までの規定の運用については、昨年度のものについて、従前のものの例によって適用させていただいております。なお、6 ページ、7 ページに参考として現行条文を載せさせていただいております。以上です。よろしくをお願いいたします。

◎教育長

ただいまの説明に対して、質問等あれば受け付けたいと思います。いかがでしょうか。

◎全委員

— 特に質問、意見等なし。 —

◎教育長

特にないようですので採決に移ります。報告どおりご承認頂ける方は挙手をお願いいたします。

◎全委員

— 挙手 —

◎教育長

ありがとうございました。賛成全員ということですので、本件は報告どおり承認致します。

次に、報告第 14 号について事務局から説明をお願いいたします。

○学校教育課長

9 ページをご覧ください。これは、事業内容は別なのですが、先ほどと全く同じ理由によって宇和島市教育委員会事務委任規則第 2 条第 1 項の規定によって専決処分をいただいたものです。宇和島市学校自主企画学習事業費補助金ということで、主にそれぞれの学校が特別の講師を招いて研究を深めたり、まちあるきなどのソフトを使って、学校あるいは宇和島市の PR 等に学習を関連づけていったものでございますが、これについて補助を頂いていたものです。これも今年度より直轄事業に移行しましたので、10 ページにありますように要綱の廃止をすることを専決いただ

きました。11 ページにあるものにつきましては、先ほどと全く同じ理由で、2 項のところを年度をまたぎ、補助金の運用について困らないようにそれを残しています。12 ページから 14 ページは廃止になる条文です。以上よろしく申し上げます。

◎教育長

ただいまの事務局から説明がありました。この説明について、質問意見等ありませんか。

◎全委員

— 特に質問、意見等なし。 —

◎教育長

特にないようですので、これについても採決に移ります。報告どおり承認頂ける方は挙手をお願いいたします。

◎全委員

— 挙手 —

◎教育長

賛成全員ということで、本件は報告どおり承認というようにいたします。

続いて、報告の第 15、16 号は後にまわしまして、議案の第 54 号について事務局から説明を求めます。

○教育総務課長

議案第 54 号、ページ 23 ページをご覧ください。議案第 54 号、地方税及び地方消費税の税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例でございます。提案理由といたしましては、10 月から消費税が 8% から 10% に引き上げられることに伴いまして、関係条例の規程を整備しようとするものであります。なお、本条例につきましては、生涯学習課、文化・スポーツ課の 2 課の方が主なところとなっておりますので、それぞれ各課から説明させていただいたらというふうに思います。まず生涯学習課、お願いします。

○生涯学習課長

それでは、このことにつきましては新旧対照表を用いて説明させて頂きたいと思いますので、52 ページをお開き下さい。宇和島市立公民館使用条例の一部を改正使用とするものです。左が現行で、右が改正後となっています。まず消費税の変更に伴うこと以外のところが 1 箇所ありまして、それが第 4 条になりますけれども、また後ほど説明させて頂きます使用条例施行規則の施行に伴い許可を要する手続につきましては、規則で定めようとするところから、これについては宇和島市教育委員会の許可を受けなければならないという表現に変えようとするものです。以降、54 ページをご覧ください。各公民館ごとに部屋名と使用料、それから昼間の 1 時間単価、夜間の 1 時間単価、終日の使用料という順番に記載しております。このそれぞれの部屋の 1 時間単価の見直しにつきましては、消費税を除く使用料に対し 8% をかけていたものから、今度はその消費税部分を除く税抜き単価に 10% をかけたものに変えようとするものです。したがって、一番最初の中央公民館大ホールでいきましたら、消費税抜き 800 円に対して 8%860 円のもの、今度 10% で 880 円になるものです。そういった計算で、以降 10 円未満については切り捨てております。そう

いう順番で各公民館について、全ての公民館の使用料について消費税分の見直しを行おうとするものです。続きまして、60ページをご覧ください。こちらは宇和島市立図書館設置条例の一部を改正するもので、改正する内容につきましては宇和島立簡野道明記念吉田町図書館の和室について使用料を徴しております。これも8%から10%の変更に伴い、210円から220円に改正しようとするものです。続きまして63ページ、宇和島市畑地コミュニティセンター設置条例ですが、これは畑地公民館のことでありまして、これについても同様の見直しをしております。続きまして、65ページ宇和島市三間基幹集落センターの設置条例。こちらは生涯学習課所管施設で、基幹集落センターとして使用するほか、放課後子ども教室等に使用しております。こちらも同様に、各部屋ごとの見直しをしております。続きまして、67ページ、宇和島市御楨地区自然休養村管理センター設置条例。こちらは御楨公民館であります。こちらも同様に見直しをしております。それから、続きまして89ページをご覧ください。こちらは今回新たにパフィオ宇和島の設置に伴い、新たに今年度制定した条例で生涯学習センター条例になります。こちらは今、パフィオの指定管理に出しております1階部分になるわけですが、このホール、多目的室、音楽・演劇練習室、スタジオ中ホールほか、それぞれの部屋の単価について見直しを図ろうとするものです。生涯学習課分は以上です。

○文化・スポーツ課長

続きまして、文化・スポーツ課関係の条例の改正の説明をいたします。同じく、先ほどの生涯学習課の施設同様、消費税の増税に伴う料金の改定となります。まず、宇和島市ふれあい広場設置条例、宮下にあります。70ページをご覧ください。新旧対照表でご説明致します。まず、宇和島市ふれあい広場設置条例の料金改定を赤字で示しております。考え方としましては、同じで、元の分に8%をかけていたのを10%になるという考え方は同じであります。次の関係条例は、宇和島市都市公園条例です。74ページからありますがご覧ください。ここには丸山公園の野球場、弓道場、そして石丸公園庭球場、三間運動公園の中の多目的広場、テニスコート、サッカーをよくしている人工芝のグラウンドの丸山の多目的グラウンド、陸上競技場の使用料が91ページまでに書いてあります。それぞれ料金の改定の対照表をご覧ください。料金の改定以外にはこの場では変更ございませんので、料金改定のみの変更になります。

もう一つ、これは文化施設になりますが、国安ふれあいの郷の設置条例の中に焼き物をするための電気釜があるのですが、そこの1回につきの料金についても、消費税の関係で3,900円が3,970円になっております。失礼いたしました。以上です。

◎教育長

以上で、議案第54号、消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例について事務局からの説明が終わりました。これについて、質問等あればお願いします。

◎教育長

浅井委員さん。なにかございますか。

◎浅井委員

10%にこれはなった場合ということですね。正式に。

○文化・スポーツ課長

総務の方で一斉にやると思うのですが、とりあえず6月条例にはなるつもりで上げておいて、いろいろあって情勢によってはならなかった時には、また変更するというか、条例をまた出し直して元に戻すということです。準備期間がありますのでどうしても、ぎりぎりまで9月まで待っていたら、準備ができないということで、6月議会に提案するというふうに聞いております。

◎浅井委員

わかりました。

◎教育長

他ございますか。

◎全委員

— 特に質問、意見等なし。 —

◎教育長

他、特にないようですので、本件について採決を取りたいと思います。ただいま説明のあった条例案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

◎全委員

— 挙手 —

◎教育長

ありがとうございました。賛成全員ということで、原案どおり可決いたしました。

続いて、議案の第55号について事務局から説明をお願いいたします。

○文化・スポーツ課長

教育長。議案第55号、宇和島市総合体育館等設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。92ページです。宇和島市総合体育館等設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するというので、提案理由としましては、先ほどと同じように、令和元年10月1日から消費税率が8%から10%へ引き上げられること等に伴い、条例の一部を改正しようとするものがあります。ご説明申し上げますと、宇和島市総合体育館等設置条例の中には、総合体育館のみならず他の施設の料金設定がしてありますので、そこも含めてご説明をさせていただきます。また新旧対照表の110ページからをご覧ください。それまでの業務については、全く関係がないので110ページからの部分をご説明申し上げます。全て料金を8%から10%への変更と考えていただいております。まず総合体育館、弁天町にあります体育館の全ての料金を8%から10%にしております。ご覧ください。引き続きまして、114ページです。宇和島市スポーツ交流センター、長堀に昨年できましたスポーツ交流センターです。プール、クライミングホール、ラウンジ、会議室とございます。ご覧ください。続きまして、116ページ、吉田町ふれあい運動公園利用料の中のふれあい健康センターの体育館施設、会議等施設等と室内温水プール、ガーデンプールの使用料です。ご覧ください。続きまして、三間町国民体育館の利用料の別表第4号で118ページです。その下に三間柔道場利用料金も変更しております。続きまして、宇和島市津島勤労者体育センターも変更しております。最後に津島町柔剣道場、中学校の横に併設してある柔剣道場ですが、料金

の変更をしております。地区体育館については変更をしております。もう一つご説明するところがございます。プールの障がい者の料金はこれまでどおり一般の方の半額ということで設定をしておりますが、それに伴う介助者、障がい者の介助者についてはこれまで一般の料金をいただいていたのですが、近隣市町その他等、議員さんのご意見等を鑑みまして、介助者の料金を一般の料金の半額で設定するというようにしております。例えば 114 ページのスポーツ交流センター料金の表の下をご覧ください。身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳保持者(介助が必要な場合は、介助者 1 名を含む。)は、半額とする。ということで、対象となるのは長堀にできましたスポーツ交流センターのプールと吉田ふれあい運動公園のプールになりますが、そこで介助者に半額の金額を設定するという事は、長堀のプールも両方とも 440 円が一般の料金なのですが、220 円と、お二人で一人分というような考え方の料金設定を新たにしております。消費税増に伴う料金改定以外のところだと、その 1 点となりますので、よろしく願いいたします。以上です。

◎教育長

以上で、事務局からの説明が終わりました。この条例案について、質問、意見等があればお願いいたします。

◎高山委員

ひとついいですか。体育館も今、回数券を持っている人は、10 月以降には回数券プラス 10 円払って利用するという事ですか。

○文化・スポーツ課長

回数券は大丈夫です。回数券はそのままで使えます。

◎高山委員

回数券は今持っているので使えと。

○文化・スポーツ課長

一つ決めないといけないことが、その回数券を、例えば駆け込み需要と言いますか、前もって何冊まで買うことを許可するのかという話もあるのですけれども、基本的には前もってのお金をいただくので、何冊でもいいのかなというように、とりあえず今考えております。何冊買っておいても。グループ利用とかもされている場合もあるので、その辺りも含めまして再度内部で検討しようと思っておりますが、回数券を例えば 10 月 1 日より前に買ったものは 10 月 1 日からお金を継ぎ足さなくても使えるということにはしております。

◎弓削委員

いいですか。それは何ヶ月以内というような期限はあるのですか。

○文化・スポーツ課長

ありません。

◎弓削委員

では 1 年後とかでもいいのですか。

○文化・スポーツ課長

おそらくそういう方はいらっしゃらないと思いますので、大丈夫だとは思うのですけれども。

使わなければその方の損なので。多分、例えば5冊とか買っても使うだろうという前提で、使わないからお金にすることは多分ないのでというような考え方でおります。

◎教育長

よろしいですか。

◎弓削委員

はい。

◎教育長

他にありませんか。

◎全委員

— 特に質問、意見等なし。 —

◎教育長

議論も尽くされたようですので、採決に移りたいと思います。本条例案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

◎全委員

— 挙手 —

◎教育長

ありがとうございました。賛成全員ということで、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第56号 宇和島市公民館使用条例施行規則について、事務局から説明をお願いいたします。

○生涯学習課長

教育長。それでは122ページをご覧ください。議案第56号、宇和島市公民館使用条例施行規則を次のとおり制定する。提案理由としましては、宇和島市立公民館使用条例第11条の規定に基づき、公民館の使用に関し必要な事項を定めようとするものとなっています。使用条例第11条というのは、条例に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会で別に定めるということに従いまして、規則でそれを定めようとするものです。具体的な理由につきましては、先ほどの新旧対照表52ページをご覧ください。52ページの第4条におきまして、これまで使用の許可については、使用許可申請を様式を定めて許可を受けておったところなのですけれども、通常、条例においては大まかなところを定め、詳細等や様式については別に規則で定めるということが一般的であることから、今回それを別に規則で定めようとするものです。従いまして、右側では教育委員会の許可を受けなければならないとしております。同様に53ページ、第9条、減免の申請におきましても様式を条例で定めると謳っていたものですが、これを削除するものです。再び規則のほうに戻っていただきまして、123ページをご覧ください。したがってその条例で定めるところのほか、この施行規則によって定めようとするところが、使用の許可及び減免に係る取扱いに関する部分を規則で定めようとするものです。合わせて、その様式についても、124ページで定めてありますように規則で定めようとするものです。以上です。

◎教育長

ある意味、形式的な改正と言うことであります。本規則案について、ご意見、ご質問等あれば
お願いしたいと思います。

◎全委員

— 特に質問、意見等なし。 —

◎教育長

特にないようですので、採決に移りたいと思います。本規則案について、賛成の方は挙手をお
願いたします。

◎全委員

— 挙手 —

◎教育長

ありがとうございました。賛成全員ということで、本件は原案どおり可決いたします。

ここからは非公開議案を審議します。

◎教育長

報告第 15 号を上程する。

報告第 15 号

専決処分した事件の承認について

宇和島市立公民館副館長の解任及び任命について

◎教育長

説明を求める。

○生涯学習課長

宇和島市立公民館副館長の解任及び任命に関する報告事件を説明する。

◎教育長

報告事件について諮る。

◎全委員

報告承認の賛成に挙手する。

◎教育長

報告のとおり承認する旨宣する。

報告第 16 号を上程する。

報告第 16 号

宇和島市立公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について

◎教育長

説明を求める。

○生涯学習課長

宇和島市立公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱に関する報告事件を説明する。

◎教育長

報告事件について諮る。

◎全委員

報告承認の賛成に挙手する。

◎教育長

報告のとおり承認する旨宣する。

議案第 57 号を上程する。

議案第 57 号

宇和島市立学校運営協議会委員の任命について

◎教育長

説明を求める。

○学校教育課長

宇和島市立学校運営協議会委員の任命に関する原案を説明する。

◎教育長

原案について諮る。

◎全委員

原案可決の賛成に挙手する。

◎教育長

原案のとおり可決する旨宣する。

議案第 58 号を上程する。

議案第 58 号

宇和島市立公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について

◎教育長

報告を求める。

○生涯学習課長

宇和島市立公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱に関する原案を説明する。

◎教育長

原案について諮る。

◎全委員

原案可決の賛成に挙手する。

◎教育長

原案のとおり可決する旨宣する。

議案第 59 号を上程する。

議案第 59 号

宇和島市立伊達博物館協議会委員の任命について

◎教育長

説明を求める。

○文化・スポーツ課長

宇和島市立伊達博物館協議会委員の任命に関する原案を説明する。

◎教育長

原案について諮る。

◎全委員

原案可決の賛成に挙手する。

◎教育長

原案のとおり可決する旨宣する。

◎教育長

非公開案件の審議が終了したので、会議を公開します。以上で本日の議案は全て終了いたしました。

(4)その他

◎教育長

他にご意見等ありませんか。

◎木下委員

あまりにも素朴な疑問なのですが、令和になって初めての定例会ですが、小学校、中学校の年度というのは4月から始まっているのですが、平成31年度になるのか、令和元年度になるのか、令和1年度になるのか。そのあたりの統一があったらちょっと教えていただきたいんですけども。保護者の方からの質問で、どうなるのかと。

○学校教育課長

学校の方に指導しておりますのは、市立の学校につきましては、宇和島市は平成31年度を使うとなっておりますので、宇和島市立の学校につきましては、平成31年度を正式には使います。ただ、口頭でいろんな場合に、令和元年度と言うような表現することはあるかと思いますが、正式な文書、及び重要な儀式の時には平成31年度を使うように指導しております。

◎教育長

では、来年の3月31日までは、公式な書面等での表現は、平成31年度となる。

○学校教育課長

市の規定が、平成31年度を使うということになっておりますので。

◎教育長

私も認識がはっきりしないのですが。

○教育部長

補足しますとですね、年度という言い方は、日本古来の呼び方で、元号を使うというのはご承知のとおりなのですが、平成の終わる4月30日までは、平成31年度という呼び方が普通にとらえがちなのですが、この年度が始まったのは平成31年度から始まっているということで、来年3月31日までは、年度という呼び方をするときには、平成31年度というふうに統一しようということになっております。ただし、今日みたいな会議の案内とかですね、今日の日付とかというのは

令和を使います。年度の使い方と令和の使い方の違いだけなので、ちょっとややこしいのですが。本来は西暦を使えば、すっきりするのですけれども。人権教育など、ほとんど西暦を使うんです。そういう意味で。元号そのものに否定していることは無いのですけれども、統一した見方と言うことで、整理しているところがあります。ただし、こういう今日の人事案件もあるのですけれど、4月1日から来年の3月31日までの任期満了というとらえかたをするときには、平成31年度の頭に挙げたときには、平成31年度の4月1日から平成32年の3月31日までと言う呼び方にしています。これも統一しています。来年度からは正式に令和というかたちで全部統一されるだろうと思います。それは何でかということ、日本国のそもそもの考え方があって、これは私の認識ですけれども、発布、公布、法律は全てそうなんですけれども、4月の1日にいくら決まったからと言っても、4月中に何があるかわからないという中で、令和を使えないかもしれないという想像があるのだと思います。その中で5月1日になるまでは、そういう言い方をしようということが全国的に、行政機関についてはそういう扱いになっていると思います。

◎教育長

私も明確に認識できてませんでした。

◎木下委員

ありがとうございます。令和は、1年ではなく元年の表記なのですか。

○教育部長

どちらでも構わない表記ですけど、原則的には、我々としては元年度という呼び方をするので、令和元年という表記をします。ただし、学校教育の現場では1年という表記を結構使っています。これは、統一的な見解ではないので、どちらでも構わないということであります。本当は、統一したらすっきりするのでしょうか。

◎教育長

事務局としてもいろんな事務処理で混乱しないよう留意いたしましょう。

◎教育長

他ございますか。

○学校教育課長

資料を一枚配らせてもらっているのですが、次回提案事項の事前連絡ということで、少し時間をいただけたらと思います。実は学校としては大きな動きの変更になりますので、事前にお考えおきいただいて、次回正式な条文等をお示ししたいと思います。2点あります。概要の1、長期休業中、特に夏期休業日に授業日を設定することを可とするというものです。理由はその下の1にあります。特に中学校においては体育祭が9月第一週に設定されるようになってきています。これは小学校と高校の間に挟まれてここでしか日程が取れないということと、新人戦の関係でここにしか取れないのですけれども、その関係で8月末の数日は事実上全校生徒を集めて体育祭の練習を含めた授業を行うような形になっております。学校管理上、特に怪我があたりというようなことが起きる場合も含めて、あるいは働き方改革の観点、それから生徒の負担軽減等のことも考えて、授業日として設定できるように学校管理運用規則を変えてはどうかというものです。

ただし小学校との関連とかいろいろなことがありますので、始業式は9月の初日に残しておくということで、現在では8月1日からが2学期の設定になっていますので、2学期にそのままという形になります。もう1点は、少し対応が遅れていたのですが実は平成29年の9月13日、学校教育法施行令の一部を改正する政令等の施行ということで、大きく改正がされております。1にありますように、体験的学習活動に当てるような休業日を設けてよいということです。2に少し書いてありますが、この体験的学習活動等休業日を定めるに当たっては、家庭及び地域における体験的な学習活動等の円滑な実施及び充実を図るために、休業日の時期を適切に、つまり夏休みのような長期休業日を適切に分散させて行いなさい、ということで、秋休みというのを前提に考えています。このことを実施するに当たっては、たとえば地域の祭礼でありますとか地域の大きな行事、これが小中学生が参加しないと成り立たないということが人口減のために起きております。こういうこともあわせて休業日の分散化ということで定められたものです。ここについての対応が遅れておりましたので、これについて提案をするものです。あわせていきますと、秋に休みを増やして夏休みを少し授業日として取るというようなことで、相殺効果はあるのかなど。授業日を大きく減らすことはできませんので、そういう形で提案をしていこうと考えております。かいつまんで申し上げたのですが、このような理由で次回規則の方を提案したいと思っております。よろしく申し上げます。

◎教育長

何かご質問等ありますか。次の定例会で付議するので、その予告と言いますか、ご検討くださいということです。

○浅井委員

今意見交換するということではなくて、考えておいてくださいということですか。

○学校教育課長

いろいろなご意見があると思うので。小学校については当面授業日を設定しないと思います。中学校についてはみな設定するのではないかと思います。小中で多少違いが出てくるというところはありますが、始業式は変えないということで対応したいと思います。

○浅井委員

たとえば校長が授業日はなくていいという選択肢はないということですか。校長の裁量で、授業日にしてもよいということですか。

○学校教育課長

いえ、校長の選択です。授業日を可とするということです。

◎教育長

他、この際に質問したいということがあれば。よろしいですか。

○生涯学習課長

教育長。吉田町図書館ですけれども、豪雨災害で長い間閉館したまま復旧作業を進めておりましたが、かねてから公にしておりました5月中の再開を目指すというところに何とか沿った形で、5月31日（金）に再開することとなりました。それとあわせて再開を記念したセレモニーは、月

を超えて6月9日（日）の午前中にセレモニーを行う予定で調整しております。内容としましては、市長挨拶、来賓挨拶のあと、ボランティアで貢献してもらった吉田中学校、吉田高等学校の生徒さんたちに感謝状をお渡しするのと、そのあと吉田にちなんだ講演会『10本松峠』の話をしてもらおうという形で今のところは考えています。以上です。

◎教育長

お知らせということですね。その他ありますか。

○文化・スポーツ課長

昨年、明治150年ということで年度を通してイベント等をしてきたのですが、その中で評判がよかったものと言ったらおかしいですけども、樺崎の宇和島市立歴史資料館ですが、そこで26日（日）に樺崎マルシェというイベントをします。2階が会議室で借りられるようになっているのですがそこをカフェにしまして、砲台跡の堀のところにパラソルを立ててマルシェ風にして来ていただく。大体ああいう食のイベントはご高齢の方の参加が多いのですが、小さい子どもを連れて若い女性層に去年非常に多く来ていただきましたので、今年もそういったところをターゲットにお店等を選んでおります。いわゆる映えますので、写真を撮りに来てください。またチラシを後ほど配らせていただきます。

◎教育長

去年お菓子屋さんとかパン屋さんとか、午前中に全部売れてしまったとか。

○文化・スポーツ課長

入場制限を行いました。コハク製菓というところがとても人気があるのですが、今年は断られたのですが、アロマリーフさんが去年と同じで来ていただいてやっていただけますので、そこからもアンティークな机や椅子を、歴史資料館にあったようなものを今ちょうど準備をしているところなのですが、ぜひ来てみてください。建物としては非常にスタイリッシュなプロポーションのよい建物ですので、いろんな使い方を今後していくヒントとして皆さんに見ていただいたらと思いますのでよろしくお願いします。

○教育部長

時間を取って申し訳ないです。今日は私からもお疲れ様でしたということなのですが。いろいろ各課の、それから支所の方からの次以降の勉強会ないしは現場の視察ということで企画をしようと思います。今日この場で出ればよいのですが、次あそこに行きたい、私全然行ったことがないというのがあればぜひお知らせください。

それから2つ目なのですが、今年教科書検定の作業に入ります。来年度以降の小学校だったかな。私が言う話ではないかもしれないのですが、もうご承知だと思うのですが、やはり教科書検定となるといろんな図書出版会社が全国的に活動をするそうです。もし委員さんのところに直接図書会社が訪問したりとか電話を掛けたりというようなことがありましたらきっぱりとお断りをしてください。ないとは思いますが、そういった情報があれば速やかに学校教育課の方に届けてください。我々としては法律的な定めはないかもしれませんが、脱法的な行為をすると非常に影響がありますので、今学校の子どもの教科書については全国的に注目されている選定作業です

ので、特に県内でもいろんな動きがありながらどの図書を選ぶというところもありますので、しっかりこれは勉強したうえでまた皆さん方にその作業をお願いする機会があると思いますのでよろしくお願いします。大変な時間を取ると思うのですが、またご迷惑かけます。

それからもう1点。お手元に配っている『であい』というチラシがあると思うのですが、これを今日お渡ししたのは、実は同和教育の案内をする広報誌です。この中の4ページくらいに、新学習指導要領に向けた人権教育というコラムが執筆されているので、全部が全部正しいかどうかというのは抜きにして、こういう考え方もあるのだということを注目しましたので、ぜひ見ていただけたらということで今日お配りしました。こういう情報誌が結構教育委員会に来ますので、こういう機会にお渡しをしようと思っています。もう分かっているような話もありますが、ぜひ教育委員さんへの情報提供の機会と捉えながらお配りしますので、読んでいただければと思います。以上です。

○学校教育課長

教科書のことなのですが、6月3日に委員会をもって実際に教科書を持って帰ってもらうのですが、中学校前回検定のときで5,6個の段ボール、今回10個近く段ボールがあります。一気にもしだめだったら少しずつ持って帰ってもらったらよいのですが、駐車場までは台車で我々も運ぶのですが、小さい車ではいっぱいかなと思いますので、対応についてお考えいただければと思います。多いところは8社、学年が6あるので前回よりは多いです。期限は8月末に、決定のとき委員会を臨時で持ってまいります。大変ご迷惑かけるのですがよろしくお願いします。

◎教育長

他ありますか。

— 特に意見なし。 —

◎教育長

それでは次回の日程について。

— 協議のうえ、教育委員会6月定例会を6月18日に開催することを決定する。 —

(5)閉会宣言（午後5時11分）

◎教育長

それでは以上をもちまして、教育委員会5月定例会を閉会いたします。